

## 外部団体との共催等に関する内規

### 第1条（目的）

この内規は、東京都行政書士会多摩中央支部（以下「支部」という。）細則第6条に基づき外部団体等との各種イベントの共催、協賛、名称使用等の決裁について定めることを目的とする。

### 第2条（決裁権限）

各種イベント等を外部の団体等と開催したり、支部の名称の使用を認める場合は、事前に下記機関にその具体的内容を報告し、その承認を得るものとする。

共催・・・・・・・・・・・・・・・・支部総会  
協賛・後援・名称使用ほか・・・・支部役員会

### 第3条（改廃）

この内規の改廃は支部役員会の決議による。

### （附則）

この内規は平成26年3月5日から施行する。